令和7年度岩手県手話通訳者登録試験実施要項

1 目的

この要項は、「地域生活支援事業実施要綱」(平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部長通知)及び岩手県の「手話通訳者養成・研修・派遣等事業運 営要領」による手話通訳者登録試験の実施について必要な事項を定めるものとする。

2 実施主体

岩手県立視聴覚障がい者情報センター

3 登録試験の方法

登録試験は、社会福祉法人全国手話研修センターが主催し実施する「手話通訳者養成課程修了者に対する全国統一試験実施要綱」(以下「全国統一試験実施要綱」という。)及び「2025年度手話通訳者全国統一試験の手引き」(以下「手引き」という。)に基づき実施する。

4 登録試験の内容

手話通訳者として必要な知識・技能を審査するため、全国統一試験実施要綱及び手引きに 基づき次の筆記試験及び実技試験を行う。

(1) 筆記試験

手話通訳に必要な基礎知識、国語

(2) 実技試験

場面通訳

5 実施日

令和7年12月6日(土)午前10時から (受付:午前9時から9時30分まで)

6 試験会場

岩手県立視聴覚障がい者情報センター (盛岡市盛岡駅西通1丁目7番1号 いわて県民情報交流センター《アイーナ》4階)

7 受験申込み

受験申込書等を岩手県立視聴覚障がい者情報センターに請求後、必要事項を記入の上、郵 送又は直接、岩手県立視聴覚障がい者情報センターへ申し込む。

送付先: 〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通1丁目7番1号 電話 019-606-1743 申込期限: 令和7年9月19日(金) 必着厳守

8 受験資格

- (1) 手話通訳者養成課程修了者
- (2) 手話通訳者養成課程修了者と同等の知識及び技術を有する者
- ※ 岩手県外で開催された手話通訳者養成課程修了者は、受験申込みの際、修了を証する書類の写しを添付すること。
- ※「手話通訳者養成課程修了者と同等の知識及び技術を有する者」とは、他の都道府県(指定都市、中核市、特別区)において、通訳者として登録し活動していた者で、かつ、社会福祉法人全国手話研修センターが主催し実施する「手話通訳者養成課程修了者に対する全国統一試験」又は社会福祉法人聴力障害者情報文化センターが実施する「手話通訳技能認定試験」に合格していない者とする。